

現代日本における家族と人口

田中重人 (東北大学文学部准教授)

3年生/大学院生対象：2020年度2学期(6セメスタ) <木2> Google Classroom クラスコード **wzrdlx4**

1 概要

- ◆ 授業の目的と概要：特に家族制度と人口現象に注目して、近代以降の日本社会について講義する
- ◆ 学習の到達目標：現代日本社会の分析のために必要な知識と方法を知る
- ◇ 教科書：なし
- ◇ 成績評価の方法：授業中の課題と宿題による

2 授業予定

- (1) 第1講 法と規範 [10/8]
- (2) 第2講 法律を読んでみる [10/15]
- (3) 第3講 法的な情報を調べる方法 [10/22]
- (4) 第4講 家族法 [10/29, 11/5]
- (5) 第5講 人口統計と人口現象 [11/12-19]
- (6) 第6講 統計情報の調べかた [12/3]
- (7) 第7講 20世紀日本社会の人口変動 [12/10-17]
- (8) 第8講 近代化にともなう社会変動 [12/24, 1/7]
- (9) 第9講 日本の経営と福祉国家 [1/14]
- (10) 講義全体のまとめと講評 [1/21]

※ [] 内の日付はおおよその計画である。実際の授業の進行状況によって前後にずれることがある。

3 宿題

授業中に指示する。提出が必要なものとそうでないものがある。

- 提出が必要なものは、Google Classroom に提出すること。期限は水曜日正午。
- 指定されている場合を除き、使用ソフトウェアは自由。
- 内容によっては、再提出を指示する場合がある。

4 受講登録フォーム記入

Google Classroom 参照 (来週水曜正午まで)

5 次回までの課題 (提出不要)

つぎの事柄について復習しておくこと：

- 三権分立
- 二院制
- 閣法と議員立法
- 法律の公布と施行
- 違憲立法審査

6 講師連絡先

田中重人 (東北大学文学部現代日本学専修)

〒980-8576: 仙台市青葉区川内27-1

E-mail: tanakas2013 @ tsigeto. info

Homepage: <http://tsigeto.info/welcomej.html>

教員に質問等がある場合は、Google Classroom または電子メールを通じて連絡をとること。Google Classroom が使えない場合、そのほか受講に関連して問題がある場合や特別の配慮が必要となる場合も教員に連絡すること。

第1講 法と規範

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[テーマ] 日本の法律のつくられかたと探しかた

1 例題

新型インフルエンザ等対策特別措置法 (2012 年法律第 31 号) の 2020 年 3 月 13 日改正について調べる：

- e-Gov 法令検索 <<https://elaws.e-gov.go.jp>> で「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を探す
- 画面右上の「日本法令索引」をクリック
- 「法令沿革」から「改正：令和 2 年 3 月 13 日……」を選ぶ

たぶん、参議院のほうの「議案情報」を先に見たほうが、いきさつがつかみやすい。

成立した法律：「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」(2020 年法律第 4 号) <<https://kanpou.npb.go.jp/old/20200313/20200313t00027/20200313t000270001f.html>> 『官報』2020 年 3 月 13 日 (特別号外 27 号) 掲載。

どこがどう変更されているか? 変更前の条文はどうなっていたか?

2 法律・政令等を探すときの基礎知識

法律の名称と略称、法令番号について

例： 育児・介護休業法 = 1991 年に「育児休業等に関する法律」(1991 年法律第 76 号) として成立、5 月 15 日に公布

法律の「改正」とは → 「〇〇を改正する法律」によるパッチワーク

例： 「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」(1995 年法律第 107 号) → 題名を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に変更 (1995 年 6 月 9 日)

成立した法律は『官報』(国立印刷局)に掲載される。これをもって法律が「公布」されたことになる。(今はインターネットで読める。)

官報を 1 か月分まとめて製本したものが『法令全書』である (https://www.npb.go.jp/ja/books/hourei_shokuin.html)。

制定当時の条文とその後の改正をすべてあわせて読むと現行法が再現できることになる。これをいちいちやるのは面倒なので、改正法を「溶け込ませた」形の最新の条文が提供されている

- 法務省『現行日本法規』(ぎょうせい) → <https://gyosei.jp/business/publishing/municipallaw/>

- 衆議院・参議院『現行法規総覧』(第一法規) → <https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/100001.html>
- 六法全書
- e-Gov 法令検索 (総務省) → <https://elaws.e-gov.go.jp>

立法・改正の経緯は「日本法令索引」でたどれる：

- 日本法令索引 (国立国会図書館) → <http://hourei.ndl.go.jp>

大学内では第一法規のデータベースが使える。「現行法規 履歴検索」で各改正時点での条文を表示したり、2時点間のちがいを比較する機能がある。

- D1-law.com 第一法規法情報総合データベース <<https://www.d1-law.com>>

学外からの利用の場合、VPN 接続を利用する必要がある。<http://www.library.tohoku.ac.jp/search/ejournal/remote2.html> を参照。

3 宿題

2016年6月7日の「民法の一部を改正する法律」(2016年法律71号)について調べること。

- (1) この「民法を改正する法律」を探して全文コピーしたものを提出 (ただし附則は不要、本文だけでよい)。
- (2) この改正によって民法の規定のどこがどう変わったかを考える。
- (3) なぜこのような改正がおこなわれたのか、背景について調べる。

提出するのは (1) だけでよく、(2) (3) は提出不要。

文献

いしかわまりこ・藤井康子・村井のり子 (2012) 『リーガルリサーチ 第4版』日本評論社。

第2講 法律を読んでみる

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[テーマ] 法律の条文の読みかた

1 宿題について

1.1 「民法の一部を改正する法律」(2016年法律71号)

調べかたの例:

- 前回と同様、e-Gov 法令検索 <<https://elaws.e-gov.go.jp>> で「民法」を探す
- 「民法」全文画面の右上から「日本法令索引」をクリック
- 「法令沿革」から「改正：平成28年6月7日……」を選ぶ
- 衆議院の「立法情報」<http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/19020160607071.htm> か参議院の「議案情報」<<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/190/meisai/m190031900.htm>> をたどる。

法律公布年月日がわかっているので、2016年6月7日の『官報』を直接探してもよい

- 『官報』2016年6月7日付(号外第126号)7頁「法律第71号: 民法の一部を改正する法律」<<https://kanpou.npb.go.jp/old/20160607/20160607g00126/20160607g001260000f.html>>

「第一法規法情報総合データベース D1-Law.com」<https://www.d1-law.com/ip_login/> で検索してもよい

1.2 改正のポイント

法務省による説明: http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00181.html

- 733条1項: 「六箇月」を「起算して百日」に改める
- 733条2項: 「懐胎していなかった場合」「出産した場合」に前項(733条1項)を適用しない
- 746条2項: 「六箇月」を「起算して百日」に、「懐胎」を「出産」に改める

1.3 法律制定の経緯

- 「民法」第733条は「女は、前婚の解消又は取消の日から六箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない」と規定していた
- この規定が、憲法14条(法の下での平等)、24条(婚姻における両性の本質的平等)などに違反するのではないかという争いがあった

憲法 14条: すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

本件規定のうち100日超過部分は、遅くとも上告人が前婚を解消した日から100日を経過した時点までには、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものとして、その立法目的との関連において合理性を欠くものになっていたと解される。

[……] 本件規定のうち100日超過部分が憲法24条2項にいう両性の本質的平等に立脚したものでなくなっていたことも明らかであり、上記当時において、同部分は、憲法14条1項に違反するとともに、憲法24条2項にも違反するに至っていたというべきである。

- 2016年3月8日:「民法の一部を改正する法律案」(第190回国会) →http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00181.html
- 2016年6月1日:修正のうえ成立
- 2016年6月7日:公布

2 「親族」と「家族」

2.1 「親族」(kinship)

親子関係と夫婦関係でたどれる間柄の人々のこと

- 孫 = 子供の子供
 - 祖父母 = 親の親
 - 兄弟姉妹 = 親の子
 - 姑・舅 = 配偶者の親
 - 甥・姪 =
 - 義理の兄弟姉妹 =
- (1) 親子関係だけでたどれる範囲の人々を「血族」(consanguinity)、夫婦関係をたどらないとたどりつけない人々を「姻族」(affinity) という。
 - (2) 親族のうち、世代的に上の者を「尊属」(ascendant)、下の者を「卑属」(descendant) という。
 - (3) 世代を上または下に一方的に進んでたどり着ける場合を「直系」(lineal)、折り返さないでたどりつけない場合を「傍系」(collateral) という。
 - (4) 親族関係の近さをあらわすのに「親等」(degree) を用いる。これは、親子関係を何回経由するとその人にたどり着けるか、その回数を数えるものである(ローマ法方式)。

※ 日本の法律では、「姻族」は「配偶者の血族」と「血族の配偶者」のことをいう

※ 日本の法律では、「親族」は「6親等以内の血族」と「3親等以内の姻族」および「配偶者」である

3 民法と戸籍法

3.1 日本における家族法の歴史

親族関係を規定する法体系のことを「家族法」(family law)という。古い用語では「身分法」「人事法」ともいう。また、相続に関する部分を「相続法」と呼び、それ以外の部分を「親族法」と呼んで区別することがある。

日本の家族法に関する年表 (有地, 2005, pp. 4-11)

- 1868: 明治維新
- 1872: 戸籍法 施行 (=「壬申戸籍」)
- 1890: 民法 制定 → 民法典論争 → 施行されないまま廃止
- 1898: 再度の民法制定 (=「明治民法」)
- 1945: 連合国軍による占領 (~1951)
- 1947: 民法・戸籍法 改正 (=現行民法・戸籍法)

3.2 明治民法と戸主制度

- 全国民を登録するデータベースとしての「戸籍」編成 → 「家」を単位とする
- 「家」を運営する責任者としての「戸主」(家産に関する権限、成員の結婚等についての許可権)
- 戸主以外の成員を「家族」と呼んでいた (明治民法 732 条)

3.3 現行法における戸籍

戦後改革と民法・戸籍法改正

- 戸主の廃止 → 「筆頭者」
- 夫婦家族制の戸籍 → 3代戸籍の禁止
- 本籍地と「氏」をインデックスとする親族関係データベース

現行の日本法では、集団としての「家族」に相当する規定はなく、夫婦 (婚姻) 関係と親子 (実子/養子) 関係が「民法」(第4編) に定められている。

ただし、住民基本台帳が「世帯」別に編成されており、これが集団としての「家族」を代用するものとして扱われることがある。

4 親子関係の推定

親子関係には2種類ある

- 実親子関係 = 出生による
- 養親子関係 = 養子縁組による

実親子関係は、子供の出生によって生じる。 → 出生届、出生証明書

母親との関係は、出産によって確定するが、父親との関係は:

婚姻中に妊娠した子供は夫の子供 (嫡出子) と推定される = 嫡出性 (legitimacy) の推定

→ 具体的には、婚姻の成立から 200 日後、解消 (離婚・死別) から 300 日以内 (民法 772 条)

- 夫は1年以内に否認の訴えを起こすことができる (民法 774-778 条)
- 例外的に、親子関係が客観的にありえないと証明できる場合には嫡出推定の適用外とする、という判例が確立している (推定の及ばない子)。この「証明」に DNA 鑑定をふくめるかどうかについては議論がある。 → 親子関係不存在確認

参考文献

有地亨 (2005) 『家族法概論』 (新版 補訂版) 法律文化社.

内田亜也子 (2016) 「再婚禁止と嫡出推定から見る家族法制の在り方: 最高裁違憲判決を受けた民法改正案の国会論議」 (特集 第190回国会の論議の焦点 (3)) 『立法と調査』 380: 39-53. <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11018772>>

第3講 法的な情報を調べる方法

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[テーマ] 法学に関する情報の探し方

1 探す対象 (主として既存の国内法について)

- (1) 法律の条文や立法・改正の経緯 (政令・省令等を含む) → 第1講資料
- (2) 判例
- (3) 法解釈や判例に関する学説

2 判例

- 判例の原本は判決文そのもの → 各裁判所に保管
- 主要な判決を編集したものが公式判例集として刊行されている → 『最高裁判所判例集』など。裁判所 WWW サイトでも検索、表示できる <http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1>
- 主要な判決の抜粋を掲載する「判例誌」と呼ばれる雑誌がある → 『判例時報』『判例タイムズ』
- 法学の雑誌・書籍などには、判例の評釈や解説が多数掲載されている

3 学説

法律を解釈・適用するにあたってどのような考えかたが使われているか。

- その分野の入門書・概説書で、主要な考えかたとその変遷をおさえておく
- 判例評釈は、過去の判例も踏まえて学説の動向をまとめてあることが多い

法学関連の文章では、判例や学説についての解説と著者個人の意見とが分離していないことが多いので、注意して読むこと。また、書きかたが独特であるため、慣れないと取り付きにくいところがある。法改正などにもなって情報がすぐに古くなるので注意すること。

家族法に関しては、たとえば杉浦・野宮・大江 (2007) → 利谷 (2010) → 窪田 (2011) → 大村 (2010) のような順で読むといいかもしれない。

4 宿題

2016年6月の民法改正について、この改正がおこなわれた理由を、そのきっかけとなった最高裁判所判決をふくめて説明せよ。

文献

窪田充見 (2011) 『家族法: 民法を学ぶ』 有斐閣.

大村敦志 (2010) 『家族法』 (第3版) 有斐閣.

杉浦郁子・野宮亜紀・大江千束 (2007) 『パートナーシップ・生活と制度: 結婚、事実婚、同性婚』 緑風出版.

棚村政行 (2006) 『結婚の法律学』 (第2版) 有斐閣.

利谷信義 (2010) 『家族の法』 (第3版) 有斐閣.

第4講 家族法

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[テーマ] 日本の家族法とその基本的発想について

1 夫婦関係

1.1 法律婚 (婚姻) vs. 事実婚 (内縁)

事実婚 (de facto marriage) についての規定は民法中にはない。明治期以降の家族法に関する学説 (内縁準婚論) と判例によって確立してきたものである。事実婚 (内縁) の場合は、子供の嫡出推定の規定がなく、共同親権を行使できず、相続権もない。しかしそれ以外のことについては、法律婚 (婚姻) と同等の権利が認められている。

婚姻届出制度の普及に時間がかかったため、明治～昭和初期までは、婚姻届を出さない夫婦が多かった。これに対して、現在では、届出をしない夫婦は非常にすくない。正確な統計はないが、1999年の「第1回全国家族調査」(日本家族社会学会, 2000, pp. 59, 125)によると、夫婦の「姓」が別であるケースは0.5%程度である。

1.2 「婚姻」の手続き

「婚姻届」を出せばよい。

- 本人の意思に反した届出は無効 → 不受理申立制度
- 詐欺・脅迫による届出は取消可能
- 「夫婦同氏」とは? → 戸籍事務

従来は、女性は16歳、男性は18歳から婚姻可能であった(20歳までは親の同意が必要)。成年年齢の18歳への引き下げとそれに伴う法改正により、男女とも18歳にならなければ婚姻できず、親の同意は不要になる(2018年6月13日成立、2022年4月1日施行)。

1.3 結婚にともなう権利と義務

- 貞操の義務
- 婚姻費用分担、生活保持義務
- 対外的な連帯責任、権利の代理行使
- 子供の嫡出推定と共同親権
- 相続権

結婚とは、簡単な手続きによってこれらをまとめて実現するセット・メニューのようなもの。

1.4 夫婦財産制度

夫婦間の財産関係については、「夫婦財産契約」(民法 755-759 条)を結ぶことができる。この契約は、婚姻前に登記しておかなければならず、また婚姻後には変更できない。実際の契約数はきわめてすくない
夫婦財産契約がなければ、夫婦の財産関係は民法 762 条にしたがう(法定財産制)。

特有財産: 夫婦それぞれが婚姻前から持っていた財産と、婚姻中に自分の名義でえた財産

共有財産: 夫婦のどちらに帰属するかがあきらかでない財産

とはいえ、婚姻費用負担義務、生活保持義務のもとでは、「特有財産」があっても自由に処分できるわけではない。

2 親子関係

2.1 実子／養子

前回資料参照

2.2 実親子関係

- 嫡出推定制度 → 前回資料参照

それ以外の場合、父親による「認知」(affiliate)が必要

- 正式には父が「認知届」を出さなければならないが、父母が婚姻している場合には、簡略な方法がいくつか用意されている
- 子供(または代理人)は認知の訴えを起すことができる(民法 787 条)
- 子供あるいは利害関係者は、認知の無効の訴えを起すことができる(民法 786 条)

父母が婚姻している場合を「嫡出子」、そうでない場合を「非嫡出子」とよぶ。かつては戸籍上(および住民基本台帳)の続柄の記載で、嫡出かそうでないかがわかるようになっていたり、親が死亡した場合の子供の相続割合が非嫡出子の場合に嫡出子の半分になっているなど、法律上の格差があったが、現在はそうした規定は廃止されている。

2.3 養親子関係

現代日本社会における養子縁組の大部分は、成人を養子とするものである。特別養子縁組と区別して、「普通養子」と呼ばれることがある。

養子縁組は、「離縁」によって解消できる。離縁の手続きは、離婚とほぼ同様で、本人たちが合意して「離縁届」を出せばよい。

特別養子縁組: 実方の血族との親族関係を終了させ、養親子間に実親子と同様の親子関係を法律上発生させる制度(民法 817 条の 2-11: 1987 年新設)。

- 6 歳未満の子供で、父母による養育が困難な特別な事情がある場合
- 従前の父母の同意が必要(虐待が行われている場合などを除く)

- 養親は25歳以上で有配偶でなければならない
- 家庭裁判所の審判によって成立する
- 実の親子関係とそれに基づく親族関係は、これによって終了する
- 原則として離縁できない

いずれの場合も、夫婦で養子縁組をした場合、養子は「嫡出子」としての扱いになる

2.4 親の権利と義務

「親権」(custody) ……未成年の子供の扶養・教育・財産管理をおこなう義務と権利 (民法 818 条)。

→ 居所指定権・懲戒権・職業許可権・財産管理権・代表権 (民法 820-824 条)

- 父母が親権者になる。養子縁組がおこなわれた場合は、養親が優先
- 父母が婚姻していれば、共同で親権をおこなう
- 離婚するときは、未成年の子供の親権者を決めなければならない。
- 子供の養育・扶養の義務は、親権者でない親にもある (親権者の方が優先) → 生活保持義務
- 親権者は、家庭裁判所の許可を得て、親権を辞することができる。
- 親権が濫用された場合、家庭裁判所は親権の喪失を宣告できる。

親は未成熟の子に対して「生活保持の義務」を負う。このため、親権のない子供に対しても養育費を負担する義務がある。

3 離婚制度

離婚の方法には、夫婦の合意で「離婚届」を提出する協議離婚、家庭裁判所での「調停」、裁判所に訴訟を起す場合の3種類がある。ただし、訴訟を起すには、その前に調停をおこなわなければならない(「調停前置主義」)。年間の離婚件数の約9割が協議離婚、約9%が調停離婚である(厚生労働省「人口動態統計」2007年による)。

未成年の子がいる場合、夫婦のどちらが親権を持つかも離婚手続きのなかで決める(民法 766 条)。財産分与などの経済的な給付(離婚給付)は、離婚時に決めても、離婚成立後に決めてもよい。

3.1 協議離婚

「離婚届」を役所に提出すればよい。夫婦間に合意があり、書類に不備がなければ、それで離婚が成立する。未成年の子については、夫婦どちらが親権を持つか決め、離婚届に書く必要がある。

離婚届を勝手に出されるのを防ぐため、「不受理申出」をおこなっておくことができる。

3.2 調停と審判

夫婦の一方(または双方)は家庭裁判所に「調停」を申し立てることができる。裁判官1名と調停委員2名(男女)が調整して、離婚が回避不可能な状態かどうか、離婚するならどのような条件にするかを決める。夫婦が離婚することに合意すれば、それで離婚が成立する。

夫婦が合意しない場合でも、「審判」で離婚を命じることができる(家事審判法 24 条)。当事者は2週間以内に異議を申し立てることができる(審判は無効になる: 家事審判法 25 条)。

3.3 裁判離婚

調停によって離婚が成立しなかったときは、夫婦の一方は、家庭裁判所に離婚の訴訟を提起することができる。夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる(民法770条)。

- (1) 配偶者に不貞な行為があったとき。
- (2) 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- (3) 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき。
- (4) 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
- (5) その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

裁判所による判決に対しては、高等裁判所への控訴、最高裁判所への上告ができる。

3.4 離婚原因

裁判による離婚が可能な理由は、上記のように漠然としたものである。個々の裁判において、それぞれの夫婦の事情を考慮しながら判決が下されてきたため、基準は一貫していない。特に、第5項の「婚姻を継続し難い重大な事由」に何をふくめるかについては、判決によってかなりの幅がある。

裁判所は、夫婦関係の破綻について責任のある側(有責配偶者)からの離婚請求を認めない立場をながらくとってきた(1952年2月19日最高裁判所判決:夫の浮気によって婚姻関係継続が困難になったケース)。

これに対して、有責配偶者からの請求であっても、実質的に婚姻が破綻していることを理由に離婚を認める立場を「破綻主義」(no-fault divorce)と呼ぶ。1987年9月2日の最高裁判所判決(36年間別居し、未成熟子がいないケース)では、きびしい限定をつけた上で有責配偶者からの離婚請求を認めた。このような立場を特に「消極的破綻主義」と呼ぶことがある。

3.5 離婚給付

離婚をした者の一方は、相手方に対して「財産分与」を請求することができる(民法768条,771条)。離婚後に請求してもよい。実際には、離婚時にまとめて処理してしまうことが多い。

財産分与の目的や根拠について、法律は何も規定しない。しかし、学説・判例上、婚姻中に得た財産の清算と、離婚後の生活に関する扶養(または補償)のふたつの側面をふくむとされている。

分与額の決めかたについても法律上の規定はない。現在では、財産の清算については、特別の事情がないかぎり半分ずつとする基準が定着してきている。扶養/補償については、離婚後の生活が困窮しそうな場合の最低限の生活保障だけでよいとする立場から、婚姻中の分業によって職業上の地位に差が生じたことについて公平に調整すべきだとする立場まで、かなりの幅がある。また、分与の対象となる「財産」の範囲もひろがってきている(退職金、年金、職業資格、ブランド、稼得能力など)。

そのほか、離婚の原因について一方に責任があるとして、「慰籍料」を請求する場合がある。これを財産分与にふくめる説と、別物であるとする説がある。慰籍料と財産分与の両方をふくめて、離婚の際におこなわれる経済的な給付の全体を「離婚給付」と呼ぶ。また、婚姻中の費用負担などについての清算、子供の養育にかかる費用の請求も同時におこなわれることがある。

3.6 親権と養育義務

未成年の子供がいる場合、離婚後にその子供の親権をどちらがおこなうかを決めなければならない。かつては夫が親権をおこなうケースが多かったが、1960年代後半に逆転し、現在では妻がおこなうケースが8割を占める。裁判で親権を決める場合には、子供の福祉が最優先とされる。具体的な基準としては、生育環境の継続性、子供の意思、母性優先など。

親権をおこなわない場合も、親子関係がなくなるわけではない。したがって、子供に会ったり文通したりする権利(面接交渉権)があるとされている。また、子供に対する生活保持の義務も残る。特に、経済的な側面から子供の生活費(いわゆる「養育費」)を負担する義務があるが、実際には離婚の際に養育費の取り決めをおこなわないケースが多く、また取り決めがあってもきちんと支払われないままになってしまうこともある。

3.7 内縁・事実婚の解消

内縁・事実婚の解消について、法律上の規定はない。特に届出等を必要とせず、共同生活がなくなったときに解消したとみなされる。実務上は、法律上の婚姻とできるかぎり同様にあつかうべきとされており(内縁準婚論)、財産の分与などを請求することができる。

4 相続 (inheritance) 制度

4.1 遺言

遺言によって財産の行き先を決めることができる(遺贈)。ただし、遺言は一定の形式を備えていなければ無効(民法960条)なので、注意。遺言がある場合でも、兄弟姉妹以外の法定相続人(次項参照)は、財産全体の1/3~1/2を自分(たち)が相続する「遺留分」として請求できる。

4.2 法定相続

遺言がない場合、民法の規定にしたがって「法定相続」がおこなわれる

- 配偶者と子供の間で1/2ずつ
- または配偶者2/3：親1/3
- または配偶者3/4：兄弟姉妹1/4

これらの人々を「法定相続人」とよぶ。法定相続人が死亡している場合、その直系卑属が法定相続人となる(代襲相続)。同順位の相続人が複数いる場合は、その間で均等に分ける。ただし、異母/異父の兄弟姉妹の相続分は、父母両方を共通とする者の半分(民法900条)。なお、非嫡出子の相続分は嫡出子の半分という規定があったが、これは出生に基づく差別であって憲法14条違反だという判決があり、2013年の法改正で廃止された。

相続分の原則は以上のとおりであるが、これに「特別受益分」を差し引いて「寄与分」を加えた額が計算されることがある。「特別受益分」とは、法定相続人が、相続される人の生前に(または遺言によって)うけた贈与をいう。「寄与分」とは、相続の対象となる財産のうち、相続人の寄与によって形成された部分をいう。

文献

日本家族社会学会(2000)『家族についての全国調査(NFR98) No. 1』日本家族社会学会全国家族調査研究会。

法務省(2018)「民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)について」<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html>

第5講 人口統計と人口現象

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[テーマ] 人口学と人口統計

1 「政府統計の総合窓口」(e-Stat) の使用

1.1 e-Stat について

日本の政府統計情報を一括して提供するサービス。2008年開始。現在では、多くの政府統計がこの e-Stat サービスで利用できる。

ただし、データは必ずしも使いやすくない。データの作成は各省庁にまかされているので、形式がまちまちである。おなじ統計なのに年次によって形式がちがうこともある。また、調査についての説明や注意事項がほとんどないので、それらについては、担当している省庁のサイトや調査報告書をみる必要がある。

1.2 ふたつのデータ形式

e-Stat が提供する統計データはおおきく2種類に分かれる：

ファイル: Excelなどのファイルをダウンロードできる

データベース: 画面上で情報の組み合わせを指定して表やグラフを表示させたり、CSVなどの形式でファイルを作成してダウンロードできる。結果を自動的に取得するためのインターフェース(API)も提供されている場合がある

将来的には後者の形式に統一されていく方向であるが、現在は両者が混在している。両方が提供されている統計もあるし、片方だけの統計もある。

いずれの形式も、各省庁が作成してきた報告書に掲載する表の内容を基にしてできていることが多い。報告書を見て、どのような表が並んでいるかを理解しておくといよい。

1.3 データベースの使いかた

- e-Stat トップページ <https://www.e-stat.go.jp> から、調査名などで必要なデータを探す
- データ(表)を選ぶ
- 「表示項目選択」で、表示させる項目を選択する
- 「レイアウト設定」で、表の形式を調整する
- 意図通りの表が表示できたら、「ダウンロード」でファイルを作成する(CSVまたはExcel形式)

2 「国勢調査」について

日本国内に居住する全員について、人数と各種属性、世帯の状況などを調べる調査。1910年にはじめておこなわれた。それ以降、基本的に5年に1度おこなわれている。この調査が、日本の人口を数える基本的な資料になっている。<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/> 参照。

3 人口学とは

「人口」(population): ある属性(たとえば居住地・年齢・性別など)に該当する人間の数

人口について研究する学問を「人口学」と呼ぶ。狭い意味では、人口やその変動をとらえるための理論をあつかう「形式人口学」(formal demography)だけを「人口学」と呼び、人口に関わる具体的な諸問題をあつかう「人口研究」(population studies)と区別することがある。

- 人口静態……ある一時点における人口の状態
- 人口動態……ある一定期間における人口変動要因(出生・死亡・移動など)

4 人口ピラミッド (population pyramid)

ある時点での人口を、左が男性、右が女性、下が若年、上が高年齢になるようにして、グラフにあらわしたものの。年齢構造の特徴をひと目で把握できる。

現代日本では、どの年齢層が多く、どの年齢層が少ないか? それはどのように変化してきたか?

- 年齢3区分: (0-14歳; 15-64歳; 65歳以上) → 年少人口係数、老年人口係数(高齢化率)、従属人口指数など

5 人口動態 (population dynamics)

5.1 人口方程式 (demographic equation)

$$\begin{aligned} \text{人口増加} &= \text{自然増加} + \text{社会増加} \\ &= (\text{出生} - \text{死亡}) + (\text{流入} - \text{流出}) \end{aligned}$$

現代日本社会では、国際移動による増減はそれほど大きくない。日本全体の人口の変動は、大部分は自然増加で決まると考えてよい。すなわち、出生数と死亡数の差である。

5.2 コーホート観察と期間観察

出生コーホート (birth cohort)……おなじ年に生まれた人々を指す。単に「コーホート」と呼ばれることも多い

※ 「コーホート」とは、おなじ時期におなじ出来事を経験した人々の集団をいう。

- コーホート観察 …… ある年に生まれた人たちのその後の動向を観察していくこと。
- 期間 (period) 観察 …… 一時点(あるいは一定期間)における状態を観察すること。

6 人口転換 (demographic transition)

近代化にともなって、死亡率が低下し、出生率が下がる。この結果として、近代社会は、

多産多死 → 多産少死 → 少産少死

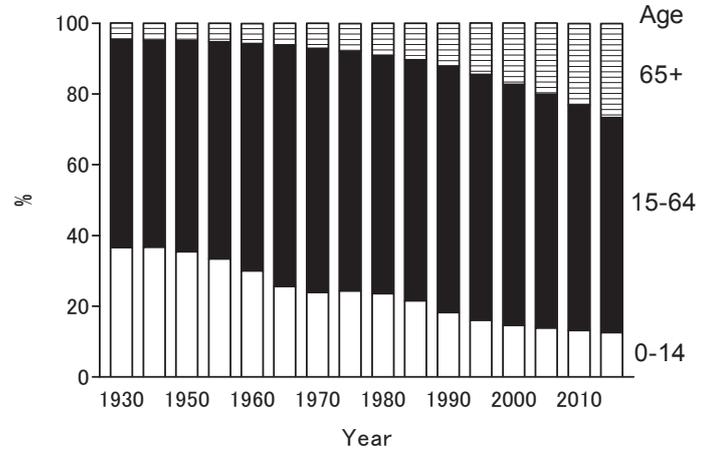
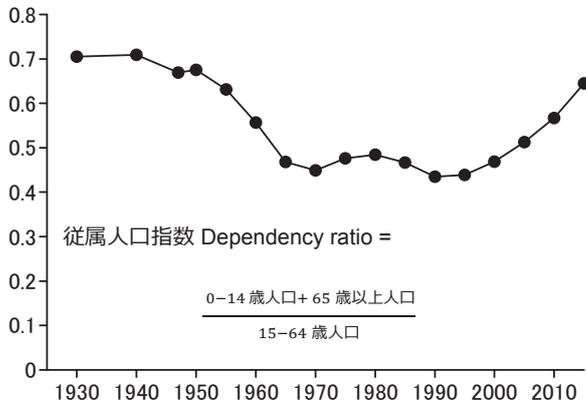
という変化を経験する。この変動のことを「人口転換」と呼ぶ。

- 出生力と人口置換水準との関係の歴史的变化
- 人口転換の「第1」「第2」の局面

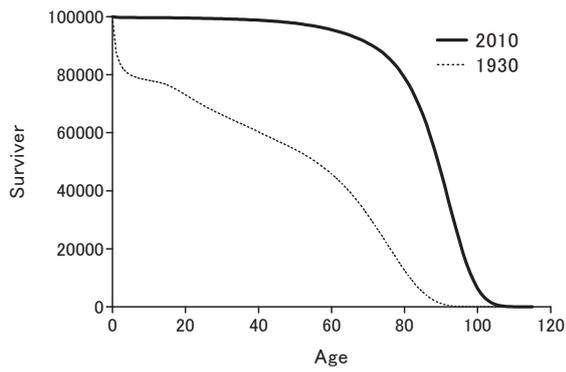
文献

- 国立社会保障・人口問題研究所 (n.d.) 「人口ピラミッドデータ」 <<http://www.ipss.go.jp/site-ad/TopPageData/PopPyramid2017J.html>>.
- 京極高宣・高橋重郷 (編) (2008) 『日本の人口減少社会を読み解く: 最新データからみる少子高齢化』 中央法規出版.
- 河野稠果 (2007) 『人口学への招待: 少子・高齢化はどこまで解明されたか』 (中公新書) 中央公論新社。

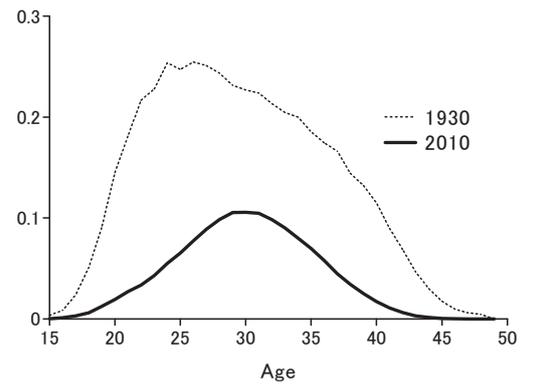
現代日本社会分析特論 I 2020.11.12 提示資料
<http://tsigeto.info/2020/family/201112.html>



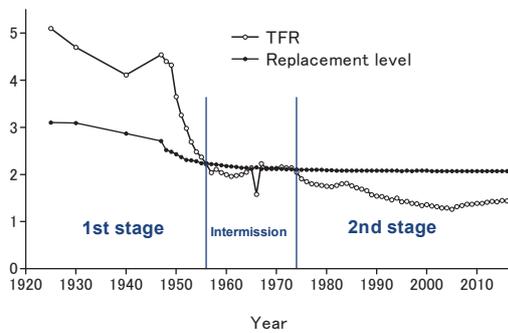
Life table (生命表) for women



Age-specific fertility rate (年齢別出生率)



Total fertility rate (合計出生率) and the replacement level (人口置換水準)



第6講 人口統計の調べかた

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[テーマ] 日本の人口統計データの探しかた

1 人口統計

1.1 「人口動態調査」(または「人口動態統計」)について

政府に提出される各種の届出(出生届、死亡届、転出・転入届、出入国管理、婚姻届、離婚届……)にもとづいて集計・公表される。官庁の日常的な業務のなかで出てくるデータを集計したものなので、「業務統計」と呼ばれ、統計のために調査をおこなう「調査統計」と区別される。

1.2 国籍のあつかい

「国勢調査」は、国籍にかかわらず「日本に常住する者」全員を対象とした調査であり、基本的には全員分の人口データが集計されている。特に必要がある場合には、「外国人」と「日本人」を別に集計した表もある。

これに対して、「人口動態統計」で計算されている各種の人口指標は、「日本に居住する日本人」についてのものである。印刷・公表される『人口動態統計』は、最近3巻セットになっており、外国人のデータは下巻にまとめられている。つまり、「下巻」に記載のデータ以外は、日本人(=日本国籍を持つ者)に限定されている。

2 出生力の統計

2.1 年齢別(特殊)出生率とその合計

(女性)年齢別出生率: x 歳の母親からの出生数 / 10月1日の x 歳女性人口

完結出生力(CFR): 特定の出生コホートについての、各年齢時の年齢別出生率の合計

合計(特殊)出生率(TFR): 特定の1年間についての、年齢別出生率の合計

長期間にわたって出生行動が安定的であれば、CFR (complete fertility rate) と TFR (total fertility rate) は一致する。

2.2 e-Stat の人口統計情報

- 人口動態調査 出生 表7「出生数、嫡出子—嫡出でない子・性・出生順位・母の年齢(各歳)別」 <<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411633>>
- 平成30年10月1日現在人口推計 表1「年齢(各歳), 男女別人口及び人口性比—総人口, 日本人人口」 <<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003312312>>

文献

別府 志海 (2020) 「全国人口の再生産に関する主要指標: 2018年」『人口問題研究』76(1): 156-171. <<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/20760111.pdf>>

第7講 20世紀日本社会の人口変動

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[テーマ] 日本社会における人口転換と社会制度の確立

1 日本社会における人口転換とその時代

11/12 資料 参照

- (1) 1950年くらいまで：置換水準と合計出生率 (TFR) の低下 (第1の人口転換)
- (2) 1950年代後半から1970年代前半：置換水準 = TFR
- (3) 1970年代後半以降：置換水準 > TFR (第2の人口転換)

それぞれの段階において、日本社会はどのような状況だったか？
たとえばつぎのような事項をあてはめてみよう。

- (1) 第1次世界大戦
- (2) 第2次世界大戦
- (3) 満州事変
- (4) 高度経済成長
- (5) 国民皆保険
- (6) バブル景気
- (7) 石油ショック
- (8) 東京オリンピック
- (9) 大阪万国博覧会
- (10) 介護保険法
- (11) 日本型福祉社会論
- (12) 日本国有鉄道、日本電信電話公社の分割民営化

2 「日本的経営」とは

- 終身雇用
- 年功序列
- 企業別労働組合

会社などの組織は、長期的な相互信頼に基づいて運営していくことが必要であるため、組織内で人的資本 (human capital) や社会関係資本 (social capital) を形成して長期雇用を促す仕組み自体はどこにでもある。

→ 社会的に正当化された信念 (ideology) としての終身雇用・年功序列

日本的経営 (をめぐる言説) の歴史的背景

- 戦時総動員体制 (1940年代前半) → 労使協調路線 (野村 2007)
- 戦後の労働運動 (1940年代後半) → 年功序列・家族賃金 (河西 2001)
- 高度経済成長とピラミッド型人口構造 (1950-60年代) → 若者を安く使うのが合理的
- 石油ショック以降の不景気への対応 (1970年代) → 日本文化論の興隆

日本的経営は、現実には、大企業の正社員の一部 (主として男性) に適用されているにすぎない。にもかかわらず、日本の企業経営の理想形 (ideal) と認識されてきた。

- 大企業-中小企業の格差
- 企業系列と「下請け」 (subcontractor)
- 企業を退職して自営業主になるという、もうひとつの理想的キャリア (森岡・青井 1987)
- 家内工業 (homeworkers)
- 縁辺 (peripheral) 労働力: 出稼ぎ、パート、アルバイト、高齢者……

3 福祉国家 (welfare state) の形成

ひとりで生きていけない人の生活を誰が保障するかという問題。旧来の共同体 (家族や地域) か、政府か、市場か?

- 生存権 (憲法 25 条) の確立、生活保護制度
- 社会保険制度の確立 (1960年代)
- 「高齢化」の社会問題化
- 「福祉元年」: 1973年
- 福祉国家論の衰退: 1980年代「日本型福祉社会」論 → 家族による扶養の強調
- 「少子化」の社会問題化 (1992年以降)

4 宿題

日本社会においては、明治以前とそれ以降でどのような変化があったか。特に、家族に関連する変化に重点を置いて説明せよ。

文献

河西宏裕 (2001) 『電産型賃金の世界: その形成と歴史的意義』 (新装版) 早稲田大学出版部.

野村正実 (2007) 『日本的雇用慣行: 全体像構築の試み』 ミネルヴァ書房.

森岡清美・青井和夫 (編) (1987) 『現代日本人のライフコース』 日本学術振興会.

現代日本学各論 III / 現代日本学社会分析特論 I 「現代日本における家族と人口」

第8講 近代化にともなう社会変動

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[テーマ] 「近代」社会の性質と、そのなかでの家族の変動

1 前回の課題について

課題: 日本社会においては、明治以前とそれ以降でどのような変化があったか。特に、家族に関連する変化に重点を置いて説明せよ。

出題の意図としては、受講者の予備知識や関心の所在を探ることが目的なので、文献を探して根拠のある論述を求めているわけではない。だから、自分の記憶や思い付きで書いてよい。

もちろん、文献を探して書いてもよいのだが、その場合は、**出典をきちんと書くこと**。

2 家族の形態と前近代の社会制度

「親族」(= 夫婦関係と親子関係による人的ネットワーク) を基礎とした社会制度は、人類社会に普遍的にみられる。しかし、その具体的なありようにはおおきなヴァリエーションがある。(親族関係を記述する用語については第2講資料を参照。)

親族のうち、どの範囲をひとつの集団とみなすかについてのルールは、おおまかに3種類に分けられる:

夫婦家族制 (conjugal family system): 夫婦と未婚の子がセット → 結婚すると独立する

直系家族制 (stem family system): 各世代に一組の夫婦のみ → 跡継ぎ以外は、結婚すると独立する

複合家族制 (joint family system): 各世代に複数の夫婦が共存する → 傍系の親族を多数ふくむ大規模な集団

直系家族制と複合家族制をあわせて「**拡大家族制**」(extended family system) と呼ぶことがある。また、どの制度のもとでも、夫婦と未婚の子供はかならずひとつの集団に包含される。このため、夫婦と未婚の子供をまとめて「**核家族**」(nuclear family) と呼び、親族の基本的単位とみなすことが多い。

- 日本の伝統的な家族制度は、上記のどれにあたるか
- それは、日常的にはどのようなことばで呼ばれるか
- この集団は、当時の主流の産業や地域での生活とどのようにかかわっていたか
- 親族関係にある集団同士の関係はどのようなものか

3 前近代から近代へ

近代化 (modernization)

- 政治面の変化: 国民国家; 民主化; 福祉国家
- 経済面の変化: 分業と市場経済の発達; 産業化; 雇用労働者化
- 生活様式の変化: 合理化; 都市化; 学校教育; 家族の機能縮小

近代化する社会における前近代的セクターと近代的セクターの併存 (二重システム = dual system)

- 都市 vs. 村落
- 雇用者 vs. 家族経営的自営業

近代化が進展する途上を「前期近代」、社会のほぼ全体が近代化してしまったあとを「後期近代」と呼んで区別することがある。

4 「近代家族」とは

4.1 家族の機能縮小

近代以前の社会において家族が果たしてきた主要な社会的機能 (social function) としてはつぎのようなものがある。

- 家業の経営 ▼
- 扶養と safety net ▼
- 生活の協同 (居住・家計・家事)
- 生殖
- 子供の教育▼ と社会化 (socialization)
- 親密な人間関係

近代化とともに、家族の機能は少なくなってきた (▼印のものが縮小)。この機能縮小の過程は、日本社会では、20世紀はじめごろから、都市部のサラリーマン層で進展した。日本社会全体にひろまるのは高度経済成長期 (1970年代ごろまでにほぼいわたる)。

4.2 近代家族と家族問題

近代家族は、近代化に適応してできた合理性を持つ家族制度である。

- 産業化した社会のなかで「労働力の再生産」を担う集団
- 初期段階の子供の社会化
- 家族を単位とした生活保障システム

他方、この制度にはさまざまな問題もある。「家族問題」とされる現象のほとんどは、近代家族の特徴に関係している

- 市民社会の原理 (自由と平等) との齟齬: 特に性別役割分業と男女平等の関係 → 女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法
- 情緒的親密さと暴力のコントロール: ドメスティック・バイオレンスと虐待の問題
- 人口の再生産: 未婚化と少子化

現代日本学各論 III / 現代日本学社会分析特論 I 「現代日本における家族と人口」

第8講 近代化にともなう社会変動 (つづき)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[テーマ] 「近代」社会の性質と、そのなかでの家族の変動

1 授業内容

前回資料 および前々回資料 を参照。

2 宿題

つぎの設問に答えてください。ただし、あなた自身がどう考えるかではなく、**一般的に** どう考えられているかを答えること。

- (1) 「少子化」とはどういう意味か
- (2) 「少子化」はどのような点で社会的な問題だと考えられているか

Google Classroom に1月6日正午までに提出。

第9講 社会問題としての人口

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[テーマ] 日本の近代化と「出生力」の社会問題化

1 前回宿題について

こういう課題に関する学習の方向性として、**いったん自分で考えたあと**で、**さまざまな情報源にあたって**調べるとよい。

→ 情報源によって大きなばらつきがあることに気付くはず

文献に書いてあることを理解するには、相当の予備知識 (用語の定義、前提となる理論など) が必要になるので、そういうものも調べる。

さらに発展させるには、日本語以外ではどう表現されているかを調べるとよい (同様の問題は日本以外にもあるはず)。

1.1 (1) について

- 出生率の減少
- 出生数の減少
- 子供の数の減少
- 人口に占める子供の割合の減少
- 家庭における子供の数の減少
- 合計特殊出生率が人口置き換え水準を相当期間下回っている状況
- 将来人口の長期的減少

「率」か「数」か? 何を数えるのか? 小さくなることを指すのか、小さいこと自体を指すのか? 理論的背景は?

1.2 (2) について

- 総人口の減少
- 労働力の減少
- 国家の競争力が弱体化
- 経済社会の活力を損ねる
- 経済成長の抑制
- 高齢化
- (社会保障・労働に関して) 現役世代の負担
- 子供同士の繋がりが薄くなる

- 子どもの成長への悪影響
- 地域の過疎化
- 行政サービス水準の低下
- (独身の高齢者の増加による) 介護などの社会的扶養の必要性
- 移民人口の増加

「少子化」の定義とどう対応しているか？ どういう理屈でそうなるといえるのか？ なぜ「問題」だと考えられているのか？ 暗黙に置かれている前提は？

2 ことばの意味・用法を調べる方法

ことばの用例を収集するには、各種資料を検索することが必要になる。

資料の電子化とインターネットでの公開が進んで、この種の検索環境は劇的に改善されてきた。ただし、現在でも、資料の種類によってその度合いが大きくちがう。特に、公的な書きことばは保存・公開されやすいのに対し、私的な話しことばの多くはそもそも記録に残らないことに注意。

公開される資料が増えれば、ちがう系統の用例が出てくる可能性がある。

データベースの例：

国立国会図書館オンライン： <http://ndlonline.ndl.go.jp>

CiNii： <http://ci.nii.ac.jp> (国立情報学研究所)

国会会議録： <http://kokkai.ndl.go.jp> (国立国会図書館)

日本語書き言葉均衡コーパス (BCCWJ)： <http://www.kotonoha.gr.jp/shonagon/> (国立国語研究所)

Google Scholar： <http://scholar.google.com>

Google Books： <http://books.google.com>

新聞記事検索： 朝日、毎日、日経、読売各社のデータベースが附属図書館で利用できる (学外からはVPN接続が必要)。 <http://www.library.tohoku.ac.jp/search/database.php?t=30> のほか <https://www.tains.tohoku.ac.jp/contents/remote/vpnstudent.html> も参照。

3 「少子化」の出現

現在のところ、発見されているいちばん古い用例は、1980年(国会での政府答弁)。その後、1990年までに、国会で6件、書籍・新聞などで50件程度の用例が出現する。ほとんどは「核家族化」とセット。「都市化」と共起することも多い。

急激な社会構造の変化によりまして、都市化が進んできている。あるいは核家族化、少子化というような家庭の中での変化、さらには非常な経済の成長による——この経済の成長自体を否定するわけではございませんけれども、やや物質的な点に気持ちが行き過ぎているのではないかと等々、いろいろな理由があるかと思うわけでございます。

そこで、私どもといたしましては、まず一つはできるだけ若い人たちにやはり集団的な生活になじんでもらう、そしてそのことによってやはり自分のことだけでなく、広く全体のことを考える。あるいはできるだけ公共の方に目を向けるようにするというようなこと等の、やはり方向づけをすることが必要ではなかろうかということ強く感じております。

——1980年4月8日 第91回国会 参議院文教委員会での文部省社会教育局長答弁

1980年代の新聞にも同様の「少子化」用例がある(坂井 2002)。

- この発言での「少子化」の意味は、上の「解答例」のどれにあたるか?
- 誰が発言しているか?
- 何が問題とされているか?
- 当時の社会的背景は?

4 人口問題としての「少子化」

1992年『国民生活白書』による「少子化」の定義：

我が国の出生率は近年顕著な低下傾向を示しており、先進諸国の中でもとくにめだつたものとなっている。昭和40年代以降の出生数の動向をみると、第2次ベビーブームのピークであった昭和48年の209万人を山にほぼ継続的に減少し、平成3年には122万人となっている。女性が一生のうちに生む子供の数(正確には合計特殊出生率)も減少傾向にあり、平成元年には1.57人、平成3年には1.53人となり、「1.57ショック」といった言葉も生まれている。また、子供のいる世帯の全世帯に占める割合や子供のいる世帯の平均子供数も低下傾向にある。こうした出生率の低下やそれにもなう家庭や社会における子供数の低下傾向、すなわち少子化の動向とその影響が注目されるようになってきた。——経済企画庁(1992)『国民生活白書 平成4年版』

この1992年『国民生活白書』が行政用語としての「少子化」の初出とされてきた(が、実際にはそれ以前から用例があることは上述のとおり)。

5 人口学による権威づけ

現在わかっている知識からは、「少子化」は行政機関(特に文部省)や教育関連の専門家の中で使われていたものであり、人口学の専門用語として出現した例はない。実際、2002年に日本人口学会が出版した『人口大事典』(培風館)では、「少子化」は、1990年代になって政府が使いはじめた行政用語という位置づけであった。

「少子化」あるいは「少子社会」という言葉が政府の文書で初めて使われたのは、1992年の『国民生活白書』(経済企画庁)である。そこでは、1970年代前半からの出生率低下の(主として)経済的背景を分析し、出生率低下に基づく出生数、子ども数の減少を「少子化」、子どもや若者の少ない社会を「少子社会」と呼んだ。少子化、少子社会はそれ以後、政府が出生率低下問題を取り扱う場合のキーワードとなった。

——阿藤誠(2002)「少子化と家族政策」日本人口学会『人口大事典』培風館

しかしこれと同時期に、人口学の専門用語として「少子化」をとりいれる動きもあり、2004年の『少子化社会対策白書』ではそれにしがつた定義が導入される。

人口学の世界では、一般的に、合計特殊出生率が、人口を維持するのに必要な水準(人口置き換え水準)を相当期間下回っている状況を「少子化」と定義している。日本では、1970年代半ば以降、この「少子化現象」が続いている。

——内閣府(2004)『少子化社会対策白書 平成16年版』

日本を代表する人口学者が2007年に出版した一般向け新書での定義：

「少子化」とは、新旧世代の間で1対1の人口の置換えができなくなる低い出生率が継続することを言う。——河野綱果 (2007) 『人口学への招待』 (中公新書) iページ

2018年、日本人口学会は新たに『人口学事典』(丸善)を出版した。この事典は、「少子化」は low fertility (= 低い出生力) の意味の日本語での専門用語だという定義を一貫して採用している。

6 英語では

日本政府が法律等を英語に訳す際は declining birthrate (出生率低下) を使っていることが多い。

人口学の研究で、出生力が人口置き換え水準を下回っていることを明示したいときは below replacement fertility あるいは sub-replacement fertility のような表現が使われる。

単に「出生力が低い」という意味では low fertility がよく使われている。

7 論点

- 行政用語の意味変容
- 行政用語から借用した専門用語
- 言及対象の拡大と歴史的範囲の縮小
- 人口現象の他側面 (死亡や地域移動) の捨象
- 若者への批判的視線

8 ことばと社会変動

8.1 戦後日本における出生力の変動

大きく5つの期間に区分できる

—1950年代前半: (第一の) 人口転換——出生力・死亡率がともに低下して、純再生産率がほぼ1になる

1950年代後半—1970年代前半: 安定期——純再生産率がほぼ1で推移

1970年代後半—1980年代: Below replacement fertility 第1期——純再生産率が1未満になるが、それは晩婚化に伴う一時的な現象と考えられていた

1990年代: Below replacement fertility 第2期——未婚率の増加が長期的問題として認識されるが、出生力の低下の主因は結婚の減少と認識されていた (結婚した人は平均2人程度の子供を持つ)

2000年以降: Below replacement fertility 第3期——結婚した人の平均子供数も減少していることが共通認識に。一方、TFRは若干上昇する

8.2 言説の変遷

この間の代表的な言説は、人口統計にあらわれた変動を少し遅れて反映している。

- 人口学説の上書き機能 (古い知識は捨てられる)
- 政治的言説の累積性 (古い知識はそのままで、新しい知識が付け加えられていく) →過去の各時期の用法や学説の混在
- 過去の記録・記憶や、統計を解釈するための基礎的な知識はあまり共有されていない

8.3 社会の自己認識と社会変動

合理的な政策形成モデルでは、行為主体 (たとえば政府) が収集した統計を精確に分析し、適切な政策を立案し、実施した結果を評価して修正する。

- PDCA: Plan, Do, Check, Act
- EBPM: Evidence-Based Policy Making

しかし実際には、政策形成過程は非合理であることが多い。

- 政策は政治的な過程を通じて創られるので、統計やその分析結果なども、政治的な勢力争いで使われる資源の一部とみなすことができる (→資源動員論)
- その過程で参照されるのは分析結果それ自体 (コンピュータプログラムやその出力) ではなく、それを切り貼りして書かれた論文やその要約、一般向けプレスリリース、紹介記事、いわゆる「ポンチ絵」などである

9 発展編

計量テキスト分析 (text mining) → KH Coder <<http://kncoder.net>>

文献

阿藤誠 (2002) 「少子化と家族政策」日本人口学会『人口大事典』培風館、924-928ページ。

内田健 (2003) 「「少子高齢化」言説で語られないこと」『社会と文化』1: 51-64。 <<http://hdl.handle.net/10191/6051>>

京極高宣・高橋重郷 (編) (2008) 『日本の人口減少社会を読み解く：最新データからみる少子高齢化』中央法規出版。

経済企画庁 (1992) 『国民生活白書 平成4年版』。 <<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2611509/www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h4/wp-pl92-000i1.html>>

河野稠果 (2007) 『人口学への招待: 少子・高齢化はどこまで解明されたか』(中公新書) 中央公論新社。

国会会議録 (1980) 第91回国会 参議院文教委員会 第6号 (4月8日) <<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=109115077X00619800408>>

坂井博通 (2002) 「少子化の社会的影響」日本人口学会『人口大事典』培風館、814-819ページ。

新堀通也・加野芳正 (1987) 『教育社会学』玉川大学出版部。

総理府 (1983) 『青少年白書』(昭和57年版)。

内閣府 (2004) 『少子化社会対策白書 平成16年版』 <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2004/html_h/>

日本人口学会 (2002) 『人口大事典』培風館。

日本人口学会 (2018) 『人口学事典』丸善。

講義全体のまとめ

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[テーマ] 授業全体について復習とまとめ

1 社会保障の内容とその担い手

1.1 給付金か現物給付か

社会保障の対象がお金で買えるものであれば、必要とする人に必要なだけのお金 (給付金) を渡せばよい。この場合、そのお金をどう使うかは、給付された人次第であり、普通に市場で供給されるものを、必要に応じて買うことになる。

一方で、お金を渡すだけではうまくいかない性質の事柄もある。たとえば病気になったときにどんな治療が適切かを判断するには、医学の専門知識が必要になる。そこで、医師や看護師などの免許を政府が管理し、病院や薬局なども一定の基準を満たさなければ経営できないような法律をつくって医療を供給する仕組みがつくられてきた。

健康保険はこの医療制度の重要な一部である。健康保険であつかえる検査・薬・手術などは政府が決めており、病院などでは、通常、その範囲内で診療活動をおこなう。健康保険に加入している人が、保険で指定されている範囲内での医学的な検査や治療を受けた場合、その費用が保険から支払われる (ただしこの額は 100%ではなく、一部は本人が負担)。

このような制度では、給付されるのは、薬の投与や手術の実施など、実際の医療行為であって、給付金が本人に払われるわけではない。こういう社会保障のやりかたを指して「現物給付」という。

1.2 費用の負担

給付金にせよ、現物給付にせよ、社会保障には費用がかかるので、それを誰かが負担する必要がある。可能性があるのはつぎの5つ。

- 本人 (保険金)
- 本人の親族
- 本人や親族を雇用する企業
- 政府
- その他の団体 (NPO など)

まず、社会保障の対象となる本人に、財産や所得があるうちに保険料を払っておいてもらい、それを蓄えておいて、必要になったときにそこから給付を受けるとというのが「社会保険」の仕組みである。上記の健康保険は、社会保険の一種である (ただし実際には本人からの保険料だけで運営されているわけではなく、企業や政府もコストを負担している)。

つぎに親族。前近代の社会では、親族組織 (日本の場合、イエ) が社会保障の主体であった。現在の日本でも、親族による私的扶養は社会保障の重要部分を占めてる。特に、夫婦同士と、親が未成年の子を扶養する義務は、特

別に強い「生活保持の義務」であるとされている(第4講資料)。また、「直系血族及び兄弟姉妹」(民法 877条)の範囲では、「生活扶助の義務」がある。これらの「私的扶養」が、政府による公的扶助よりも優先する原則になっている。

企業による雇用も、社会保障の一部である。企業は、労働者に対して、最低賃金以上の賃金を支払わなければならない。仕事上の事故などによるケガや病気(労働災害)については、その治療期間中は、解雇することができない。それ以外の場合でも、企業が労働者を解雇することができるのは、客観的に合理的な理由があって、解雇が社会通念上相当と認められる場合に限られる。このような法律上の規制に加えて、労働者は組合をつくって企業と交渉し、その環境を改善していく権利がある。

近代化の進んだ社会では、ほとんどの人は労働者として企業に雇われて働くことになるので、そこで安定した雇用と賃金が保障されていることの意味は大きい。また、企業は社会保険の仕組みのなかにも組み込まれており、労働者が加入する健康保険や年金保険の保険料の一部を(賃金とは別に)支払う。

政府は、社会保障の費用の大きな部分を負担する。公的扶助と社会保険がその2本柱である。

「公的扶助」(たとえば生活保護)では、何らかの理由があって自力では生活できず、また親族による私的扶助も得られないか不十分であるような場合に、給付金が受けられる。

「社会保険」は、これまで見てきたように、本人や企業の負担する保険料に加えて、政府による管理のもとで運営されている。古くは国民健康保険法(1938)、厚生年金保険法(1944)などで始まり、1960年代に国民全員を強制的に何らかの社会保険に加入させる「国民皆保険」が実現。

これら以外に、困窮した人を助ける民間の団体(NPOなど)がある。生活に困る理由や環境はさまざまなので、一律に公的な制度をつくってもそこからこぼれ落ちるケースが出る。また、申請の手続きが面倒とか、制度自体が分からなくて利用できないということもよくあるので、そういうこともふくめ、現状をよく理解した人による地道な支援活動が必要になる。

1.3 実際のケアの負担

社会保障を実際におこなうためには、金銭的な費用のほかに、つぎのような問題がある

- 実際に誰がケアをおこなうか
- いろいろな意思決定を誰がおこなうか

日本の社会保障の仕組みは、これらの点に関して、家族への依存が高い。介護保険制度(2000年～)は、ある程度、このような具体的なケア労働や意思決定を専門家に任せる仕組みを組み込んでいる。

2 この授業で取り上げたこと

- 日本の「家族」に関する、法律・人口・歴史の側面からの理解
- 情報の調べかた(法律・統計・言語)